議案第１９号

勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成２８年９月８日提出

勝山市長　山岸　正裕

提案理由

勝山市立公民館の指定管理者制度導入に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第　号

勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(新設)	(管理の代行) 第11条　第2条に規定する公民館のうち、公民館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める公民館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公民館の管理を行わせることができる。 2　前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、前条に定める使用料は指定管理者の収入とする。
(新設)	(指定管理者が行う業務) 第12条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)　公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2)　第7条及び第8条に規定する施設等の使用に関する業務 (3)　施設等の使用料の徴収に関する業務 (4)　社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する目的を達成するための必要な業務 (5)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 2　前項の規定により教育委員会が指定管理者に業務を行わせる場

（新設） （委任） 第11条　（略）	合にあっては、第3条及び第8条中「教育委員会」とあり、並びに第10条第2項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第10条から前条中「使用料」とあるのは、「利用料金」として、これらの規定を適用する。 （指定管理者が行う管理の基準） 第13条　指定管理者、は勝山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年勝山市条例第9号）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い管理を行うものとする。 （委任） 第14条　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。